

# 構造改革特別区域計画

## 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

福岡県京都郡苅田町

## 2 構造改革特別区域の名称

「未来を拓く子どもを育てる教育の町 苅田」特区

## 3 構造改革特別区域の範囲

福岡県京都郡苅田町の全域

## 4 構造改革特別区域の特性

本町は、福岡県の東部、北九州市と行橋市の間に位置する人口約 35000 人の町である。東は周防灘に面して、国際貿易港・苅田港と広大な臨海工業地帯が広がっており、自動車、セメント、電力会社等日本を代表するさまざまな企業の活動が盛んである。また、東九州道インターチェンジの建設、そこから直結される苅田港沖の新北九州空港の建設が進み、2006 年 3 月の開港をめざしている陸・海・空の交通の要衝の町である。

一方、豊かな田園地帯、貴重な自然や文化財、情報発信の拠点である図書館等の文化施設にも恵まれた、個性豊かな地域である。また、保育園・幼稚園、小学校（6 校）・中学校（2 校）・高等学校はもとより、各種学校、専門学校から大学・大学院まで多種多様な教育機関を有しており、幼児から大学生に至るまで多くの子ども達や学生達が学んでいる学園都市でもある。

県内唯一の地方交付税不交付の町である本町では、このように今後、物流や交通、多様な異文化交流の結節点として、国内はもとより国際的にもその役割と責任が飛躍的に増大することは必至である。そこで、本町では、平成 12 年 4 月に、第 3 次苅田町総合計画「まちづくり 21 世紀プラン 2001～2010」を制定し、広い視野をもち、自らがたくましく生きていく力の育成を図る教育づくりや文化の薫り高い、やすらぎのある文化都市づくりをめざしているところである。

このような個性豊かで、活力と魅力あふれる地域づくりを実現するためには、今後一層後継者たる青少年の育成に力を注がなければならない。そこで、「町づくりは人づくり、人づくりの原動力となるのは教育の充実・振興」という強い願いから、平成 15 年 11 月、町政施行 50 周年を機に、本町の教育改革について審議をしていただく苅田町立小・中学校教育問題審議会を立ち上げた。そして、平成 16 年 11 月には、苅田町の児童・生徒を望まれる人間像に導き育て、「教育の町」にふさわしい先駆的な教育施策を展開するための方向・方策が答申された。

この答申では、苅田町の小・中学生の多くは、学力の面では平均的な普通のまじめな子ども達であると言えるが、昨今の社会状況を反映して、学習意欲や積極的な態度、問題への処理能力の不足が見られることから、「子どもと地域の未来を拓く“かんだっ子”教育の推進」を教育改革のテーマとし、「確かな学力とたくましい心身の育成」「地域に根ざし世界に通じる国際人の育成」「強いパートナーシップで結ばれた学校・家庭・地域づくりの推進」の 3 つの目標を設定し、取組を進めていくことが示された。

1つ目の「確かな学力とたくましい心身の育成」では確かな学力を身につけ、豊かな人間性をもって社会の一員として活躍していけるよう、基礎・基本の徹底による学力の向上を図りつつ、個性を伸ばす教育（個が生きる教育）を進める。その中で各種の体験活動や自己表現の機会を充実させ、自己確立ができるように指導するとともに、意欲や好奇心・探究心を向上させ、創造力の育成に努める。そのために、教育システムの改善や指導方法など指導力の向上を推進することが求められている。具体的な方策としては、1．効果的で特色ある教育環境の整備（34人を上限とする学級編成、小学校での専科指導の導入など）、2．発達段階や個に応じた教育システムの確立（発達段階に応じた教育システム作りや個に応じた教育施策の充実など）が提言されている。

一方、学校の現状を見ると、北九州市の周辺地域ということもあり、転出入の児童・生徒が多く、厳しい家庭教育環境にある子ども達も少なくない。また、平成16年度から文部科学省の「特別支援教育モデル推進事業」の委嘱を受け、8校中6校の学校に8つの特殊学級・2つの通級指導教室を設置して、特別支援教育コーディネーターを中心に取組を進めている。しかし、普通学級にも特別の支援を必要とする児童・生徒が在籍し、町雇用の生活指導員を配置しているが充分に対応できていないという課題がある。さらに、「小1プロブレム」「不登校児童・生徒の増加」なども対応が迫られている大きな課題となってきた。そのため、地域住民からは、少人数学級でのきめ細かな指導の実施を望む声が多く、議会にも請願等があがっている。また、町内全保護者、教職員へのアンケートからも30人学級実施については90%を超える要望の声がある。さらに、地域に進出している企業からは、今後の事業規模の拡大により転入してくる家庭が増えることから、また進出予定の企業からも子弟の教育にあたり教育の充実を望む声も大きい。

そこで、本町としては、これらの課題を解決する手だてとして、平成16年度より町単費で非常勤講師を雇用し、福岡県教育委員会からの承認を経て、学級編成の弾力的運用という形で、町内小学校で少人数学級を各学校1学年において実施している。と同時に、小学校高学年では町単費で非常勤講師を雇用し、音楽科等の専科指導を行っている。また、中学校では、町単費で非常勤講師を各学校2名ずつ雇用し、少人数指導を行っている。これにより、保護者・学校・地域住民から「一人一人の子ども達にきめ細かく指導の目が届き、子どもが生き生きと学習に取り組むようになった。」という講師雇用の継続と拡充を望む声が上がっている。

今回の構造改革特別区計画は、これらの取組を充実させるために行うものである。また、このことにより、教育の町苜田としての特色ある町づくりが一層活性化されるとともに、地域進出の各企業の従業員の定住を促進し、町民が生き生きと躍動する豊かな文化都市としての発展が期待できるものである。

## 5 構造改革特別区域計画の意義

本町は、住民自治の本旨である住民の参画と合意形成を基本とし、これまで地域の社会・経済を支えてきた産業・文化・歴史などの発展の基軸をさらに創造的に高め、これを継承し、時代の変革の認識を深め、既存システムとの調和ある飛躍を積極的に推進するため、創造的継承と調和ある飛躍を基本理念としている。

このような町づくりを実現する上で、特に力を入れていることが「町づくりは人づくり」という考えに基づく教育改革の推進である。そのために、本町の子ども達が確かな学力を身につけ、豊かな人間性を持って社会の一員として活躍していけるよう、基礎・基本の徹底による学力の定着を図りつつ、個性を伸ばす教育（個が生きる指導）の充実を図り、地域の特色を生かしながら柔軟かつ大胆に教育

環境を改革整備しなければならない。

そこで、本町の教育改革推進計画では次のような施策を策定している。

第一は、適正な規模の学級編成である。これは、現行の小・中学校設置基準、公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律では学級の定数は40人以下とされているが、34人を上限とする適正な児童・生徒数の学級編成の実施を小・中学校ともに段階的に行うものである。少人数学級は、子ども達の数だけでなく、適正な学級規模を模索しようとするものである。なお、指導方法工夫改善教師を活用したきめ細かく目が行き届く複数の教員の配置など、新しい学習スタイルとしても考えられなければならない。このような少人数の学級編成は、一人一人の子ども達の確かな学力と学習習慣の確立や自尊心を育む面からも有効であるといえる。

第二は、小学校での専科教員の導入である。これは、社会環境の変化や科学技術の進歩に伴い教科学習内容の幅が広がり変化するとともに、学習指導要領の改定により、教科指導のあり方の見直しが学校・教職員に求められていることから、専門性が求められる教科について教科別専任教員を定め、他の学級の授業も行うシステムの導入（教科担任制）を図るものである。このような専科教員の導入は、子ども達の個性や能力を引き出すとともに、意欲や好奇心・探求心を向上させることができ、夢や創造力を育む面からも有効であるといえる。

本町では、このような教育改革推進計画により、平成17年度より町単費で非常勤講師を雇用し、各学校1学年において少人数学級を実施し、高学年においては音楽等の専科指導もおこなっている。そのため、個に応じたきめ細かな指導が可能となることで、様々な教育効果があがっている。しかし、現在、町単独での採用が可能な非常勤講師では担任を持つことができず、子ども達の学習習慣や生活習慣の定着等の課題が解決されにくいことや職員構成上からみても学校運営上様々な問題が生じてきている。

そこで、今後は、特例措置を導入して、町費で教員を任用し、町内の全ての小・中学校で少人数学級等を実施する。これは、確かな学力の育成や基本的生活習慣・学習習慣の確立を図るとともに、学力の向上や生徒指導上の様々な教育課題を解決し、教育効果を高める上からも大きな意義を持つものであると考えている。

## 6 構造改革特別区域計画の目標

本町の教育改革の目標は、「確かな学力と逞しい心身をもち、地域に根ざし世界に通じる国際人としてのかんだっ子の育成と強いパートナーシップで結ばれた学校・家庭・地域づくりの推進」である。

そのために、「確かな学力の育成と個が生きる教育・指導システムづくり」の構築を考え、様々な施策を実施しているところである。しかし、平成15年度から行っている町独自の予算による標準学力検査では、平成17年度において小学校は全体の学力偏差値が49.3、中学校は49.0と小・中学校ともに16年度よりは向上しているが、なお全国偏差値をやや下回る結果が出ている。

そこで、特例措置を導入して、町費で教員を採用し、町内の全ての小・中学校で「34人を上限とする適正な規模の児童・生徒数の学級編成をする」とことと「小学校への専科指導の導入」を実施することで、教育改革の目標を達成し、全国平均を上回る学力の向上をめざしたいと考える。

具体的には、下記の点を目標とする。

### (1) 34人を上限とする学級編成の導入による確かな学力と望ましい学習習慣の育成

一人ひとりの子どもに教職員の目が行き届く学級規模にすることで、個が生きる指導を効果的に進め、子ども達に確かな学力や望ましい学習習慣、社会性を身につけさせるようにする。この

ため、1 学級当たりの児童生徒数の上限を低くするとともに、複数の教職員による柔軟な指導体制を組み立て、子ども達の課題を確かに把握し、一人一人の課題に応じた指導が充実するように指導内容や指導方法、評価の在り方を見直す。また、学校の所在する地域環境や地域社会の特性、保護者のニーズなどに合わせて、町内の学校ごとの主体的な学校経営理念のもと、地域と連携した独自の教育活動や特色のある教育課程の編成を行い、基礎・基本の学力の定着を図る。

## (2) 小学校での専科指導の導入による子どもの個性や能力の伸長と学ぶ意欲の向上

小学校では担任が全教科を受け持ち、体育、図工、音楽、理科など、専門性が求められる教科を一人の教員が担うことが負担になっており、子ども達に十分な指導ができない場合も生じている。そこで、このような専門性が求められる教科については専科指導員を導入し、一人一人の個性や能力に応じた専門性を生かした学習を展開し、興味・関心を高め、より高いレベルの目標をめざす授業の在り方を工夫する。また、子ども達の個性や能力をより一層向上させるために、町内在住の専門家など町費負担の講師を活用し、上記の教科指導を充実する。その際に空いた教員は、学級・学年間で弾力的な運用を行い、児童生徒のさらなる学力の育成と豊かな個性の伸長を図る。

このような指導を充実させることで、子ども達が学ぶ楽しさを感じ、学習意欲を向上させるとともに、自分の特性を大いに発揮できるようになることが期待できる。

## 7 構造改革特別区計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

本特区計画の推進によって、今後、町内小・中全学年で規制の特例措置を活用して町費負担教員を採用し、少人数学級等を実施することは、「小1プロブレム」や「集団行動不適応・社会規範遵守意識の低下」といった様々な教育課題の解決につながっていくものだと考える。また、少人数学級等の実施で確かな学力と逞しい心身をもつ「かんだっ子」が育ち、少子化対策を急務としている苅田町を支える貴重な人的資源となることが期待される。

さらに、当地域は「特区地域の特性」でも述べたように、国際貿易港苅田港を有し、臨海工業地帯では、自動車、セメント、電力会社等日本を代表する様々な企業活動も盛んな町である。特に、自動車産業に関しては、既存の日産自動車をはじめトヨタ自動車も平成18年度から本格的に本町に進出し、日本で有数の自動車産業の町になりつつある。東九州自動車道インターチェンジの建設、そこから直結される新北九州空港の開港も目前である。

このように将来大きく発展が予想される地域づくりを担う子ども達を育成することは大変重要であり、町費負担教員の採用は雇用増大の面でも効果的である。また、「教育の町苅田」としての名声が高まることで、町内進出企業の従業員の定住が見込まれ、地域や町の活性化が大いに図られ、経済的にも、社会的にも大きな効果が期待できるものである。さらに、本計画による特色ある学校の実現とその効果は、他市町村の教育のモデルとなり、京築地区の教育水準の向上をはじめとする様々な面での波及効果が期待できるものと考えられる。

## 8 特定事業の名称

市町村費負担教職員任用事業( 番号 810 )

## 9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

### (1) 確かな学力とたくましい心身の育成に関する事業

#### 少人数指導員配置事業

小学校において、県雇用の担任外教師を活用して、低学年の1つの学年で34人を上限とする学級編成を実施している。そのために、不足する教員の補充のために、必要な非常勤講師を苅田町で雇用している。平成17年度は、町内の対象校3小学校（町内小学校6校中）で、3名（各校1名）の非常勤講師を町で雇用し配置することで、子ども達の確かな学力の向上を図っている。中学校においては、一人ひとりに応じたきめ細かな学習が出来るように、1学級を2分割して少人数指導を行ったり、1学級を複数の教師で指導するティーム・ティーチングを実施している。そのために、必要な非常勤講師を苅田町で雇用している。平成17年度は、英語や国語、理科の教科において、4名の非常勤講師を町で雇用し、町内2中学校（町内中学校2校中）に各2名配置し、基礎・基本の学力を確かのものとするための指導を行っている。

#### 小学校専科指導員配置事業

小学校高学年を中心に専科指導員を配置し、音楽又は理科の専科指導を担当とのチーム・ティーチングで実施している。そのために、必要な非常勤講師を苅田町で雇用している。平成17年度は、4名の非常勤講師を町で雇用し、町内小学校6校（町内小学校6校中）に配置している。

#### 学校図書司書配置事業

小・中学校において、児童・生徒の読書活動の推進を図るために、学校図書室において環境整備、図書の整理、新刊の紹介、図書便りの発行等の読書環境の整備を行い、学校図書室の充実を図っている。平成17年度は、8名の非常勤職員（学校図書司書）を町で雇用し、町内全小・中学校8校（小学校6校、中学校2校）で学校図書室の充実を図るために配置している。

#### 特別支援教育の充実に関する事業

現在町内では、特殊学級を小学校に6学級（4校）中学校に2学級（2校）通級による指導教室2学級（1校）を設置している。また、不登校児童生徒の学校復帰をめざす適応指導教室として「すみれ教室」を置いている。学習障害（LD）、注意欠陥・多動性障害（AD/HD）など特別なニーズのある子どもへの対応として、通常学級で指導を行う特別支援教育の充実、個に応じたきめ細かな指導の工夫が必要である。このため、今後学校・学級において対象児童生徒を暖かく見守り共に学習の場に参加させる環境整備とニーズのある子どもへの補助指導教員の確保が必要であると考えている。

#### 生活支援教員配置事業

小・中学校において、特殊学級や学級において特別な支援が必要な児童・生徒への支援と指導を、ティーム・ティーチングで実施している。そのために必要な非常勤職員（生活支援員）を苅田町で雇用している。平成17年度は、9名の非常勤職員（生活支援員）を町で雇用し、町内全小・中学校8校（小学校6校、中学校2校）に配置している。

#### 教職員の資質・指導力の向上を図る苅田町教職員研修事業

苅田町小・中学校勤務教職員の資質の向上及び指導力の向上を図る目的で、2年間で町内小・中学校全教職員が原則2講座受講する研修を実施した。平成17年度は、原則半日単位の講座を7講座(延べ11講座)開講し、8月17日に延べ171名の教職員が参加した。

(2) 地域に根ざし世界に通じる国際人の育成に関する事業

小学校における英語活動の推進事業

小学校において、1学年より原則として各学級週1時間(年間35時間程度)の英語活動を実施している。1・2年はその他の教育活動の時間(教育指導要領の総授業時数外の時間)、3年生からは総合的な学習の時間で実施している。

A L T (外国語指導助手) 配置事業

小学校における英語活動の推進を図るために、母国語を英語とする外国人の実用的・実践的な指導による、英語学習の充実が必要不可欠である。そのために必要なA L T (外国語指導助手)を苅田町で雇用している。平成17年度は、5名のA L T (外国語指導助手)を町で雇用し、町内中学校2校(町内中学校2校中)に1名、小学校6校(町内小学校6校中)に4名を配置している。

英語活動(小学校)カリキュラム作成事業

小学校低学年からの英語導入にあたって、小学校で実施する英語活動に関する町内共通の基本カリキュラムを作成する。平成17年度は、試行的にA L T (外国語指導助手)委託先会社の年間プラン及びカリキュラムで実施している。

ふるさと学習「苅田学習」充実事業

町内各学校で、社会科や生活科、総合的な学習の時間でおこなわれていた苅田町の文化や歴史、産業などについて学ぶ学習を整理・充実にし、各学校の特色を生かした年間指導計画の作成を図る。平成17年度中には、各学校の取組や学習を整理し一覧表の作成を行った。

(3) 強いパートナーシップで結ばれた学校・家庭・地域づくりの推進に関する事業

苅田町寺子屋教室事業

小・中学校において、自ら学び、自ら考えるなどの学ぶ力をつけさせることを目的として、各小・中学校の教室を活用して、土曜日に学習教室を開講している。そのために、児童・生徒が自ら学ぶ自主学習をサポートすることを目的として、必要な非常勤職員(寺子屋教室講師)を苅田町で雇用している。平成17年度は、小学校は原則5年生、中学校は1年生を対象に土曜日(10:00~12:00)に毎月3回開講している。そのために非常勤職員(寺子屋教室講師)を17名(内3名は講師が休みの場合の代替講師)町で雇用し、町内小学校6校(町内小学校6校中)に各2名、中学校2校(町内中学校2校中)に各1名を配置している。

なお、本事業は地域における子どもの居場所づくりとしての性格も併せ持つものである。

## 別 紙

### 1 特定事業の名称

810 市町村費負担教職員任用事業

### 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

苅田町教育委員会

### 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

計画認定の日から適用

### 4 特定事業の内容

#### (1) 事業に関与する主体

苅田町

#### (2) 事業が行われる地域

苅田町の全域

#### (3) 事業の実施期間

平成 18 年 4 月 1 日より実施し、平成 22 年度において評価に基づき再検討

#### (4) 事業により実現される行為

平成 17 年度に取り組んできた少人数学級編成の小学校低学年における一部実施の指導の成果を生かし、平成 18 年度は、町費負担の常勤講師を任用し、学級担任にあてることによって町内の小学校低学年（1 年生～2 年生）における 34 人を上限とする少人数学級編成を全面的に実施する。また、平成 19 年度から小学校中学年（3 学年～4 学年）、小学校高学年（5 学年～6 学年）と段階的に 34 人を上限とする学級編成を完全実施するとともに、小学校において専門性が求められる教科において、教科別専任教員を雇用し、小学校における専科指導を導入する。

また、中学校に関しては、平成 17 年度に取り組んでいる 20 人授業の一部実施の指導（英語や数学、国語等の指導に関して、1 学級の生徒数を 20 人程度に分けて分割授業や習熟度別授業を行う）の成果を生かし、18 年度以降は、小学校と同様に、段階的に 34 人を上限とする少人数学級編成を導入する。

### 5 当該規制の特例措置の内容

#### (1) 事業の内容

本町教育委員会が、町費負担教員を採用し、配置することによって町内の全小学校において、段階的に 34 人を上限とする少人数学級編成を行うとともに専科指導の導入を行う。また、中学校においても、段階的に 34 人を上限とする少人数学級編成を行う。

(2) 事業計画

本事業において、特区計画認定の日より、平成 18 年度から町内全小・中学校は段階的に 34 人を上限とする少人数学級編成を行うとともに、小学校においては、体育・図工・音楽・理科等の教科における専科指導を開始し、5 年計画で完全実施することとしている。

これに伴い、町費負担教職員として平成 18 年度は 14 名、19 年度は 19 名、20 年度は 24 名、21 年度は 27 名、22 年度は 30 名を雇用する予定である。今後の採用予定人数・配置計画は、下記の表の通りである。

(今後の採用予定人数・配置計画)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
小学校 (対象校) 苅田小 南原小 与原小	1・2年生で 少人数学級 (6名雇用 内新規3名)	1・2・3年生で 少人数学級 (9名雇用 内新規3名)	1・2・3・4年生で 少人数学級 (12名雇用 内新規3名)	1・2・3・4・5年生で 少人数学級 (15名雇用 内新規3名)	全学年で 少人数学級 (18名雇用 内新規3名)
	1教科専科指導 (4名雇用)	1教科専科指導 (4名雇用)	1教科専科指導 (4名雇用)	1教科専科指導 (4名雇用)	1教科専科指導 (4名雇用)
中学校 (対象校) 苅田中 新津中	1年生で 少人数学級 (4名雇用)	1・2年生で 少人数学級 (6名雇用 内新規2名)	全学年で 少人数学級 (8名雇用 内新規2名)	全学年で 少人数学級 (8名雇用)	全学年で 少人数学級 (8名雇用)

(3) 当該区域において教育上特に配慮が必要な事情があると認める理由

本町は、新北九州空港や東九州道インターチェンジの供用開始を間近にひかえ、町内には日産・トヨタ自動車などの日本を代表する様々な企業が進出し、物流や交通の結節点の町である。しかし、周辺地域に比べ、苅田町に進出してくる各企業の従業員の町内での定住は進まず、人口増による町の活性化が町政の大きな課題となっている。そのため、活力と魅力あふれる地域づくりの実現のために、教育の質の向上を図る「教育の町苅田」としての特性づくりや町づくりの担い手である青少年の育成が地域や保護者からの大きな願いである。

そこで、苅田町立小・中学校教育問題審議会を立ち上げ、平成 16 年 11 月に答申をいただき、本年度から「子どもと地域の未来を拓くかんだっ子教育の推進」をテーマに掲げ、「確かな学力と逞しい心身の育成」「地域に根ざし世界に通じる国際人の育成」「強いパートナーシップで結ばれた学校・家庭・地域づくりの推進」の 3 つの目標をめざして教育改革を推進している。

これまでも、特別な支援を必要とする児童・生徒の支援に当たる生活支援員の配置や子どもの読書意欲を高める学校図書司書の配置等を行ってきた。また、本年度は教育改革の方針を受け、34 人を上限とする少人数学級の一部実施や全小学校における町雇用の専科教育指導員の配置、全小・中学校への町雇用の 5 名の A L T の配置、中学校における少人数指導の実施のための町雇用の 4 名の少人数指導員の配置を行い、個に応じた決め細やかな学習支援の取組を進めている。その結果、子ども達の学習意欲が向上し、基礎基本的な学力が定着してきている。特に、少人数学級を行った



学級では、確かな学力の定着のみならず、学習規律の徹底や生活指導にも目が行き届くといった相乗効果も生まれている。

しかしながら、現行制度上では、町雇用の非常勤講師は担任がもてないため、学校内の担任外教員の活用等の操作によって低学年の 1 学級のみを少人数学級にすることしかできない状態である。また、1 学年だけの少人数学級の実施や指導方法工夫改善教員を活用した少人数指導だけでは、子どもとの授業中でのかかわりに限定され、担任のように日常的なかかわりの中での様々な課題の把握が困難で、児童生徒の状況を的確に捉えた上での時期を逃さない指導ができにくい。そのため、子ども達の望ましい学習習慣や生活習慣などの定着が困難な面が見られ、職員構成上から見ても学校運営上様々な問題が生じている。

また、今年行った町の全保護者・教職員に対するアンケートでも、少人数学級の全学年実施を早急に求める声が 90%を超えているという現状がある。

以上のような地域の背景やニーズにより、規制の特例措置の適用により町雇用の教員を採用し、町内全学校において 34 人を上限とする少人数学級の編成が必要であるとする。

そのために、この「市町村費負担教職員任用事業」を実施し、現状の課題解決を図ろうとするものである。